

一審原告 弁論

2026年3月13日

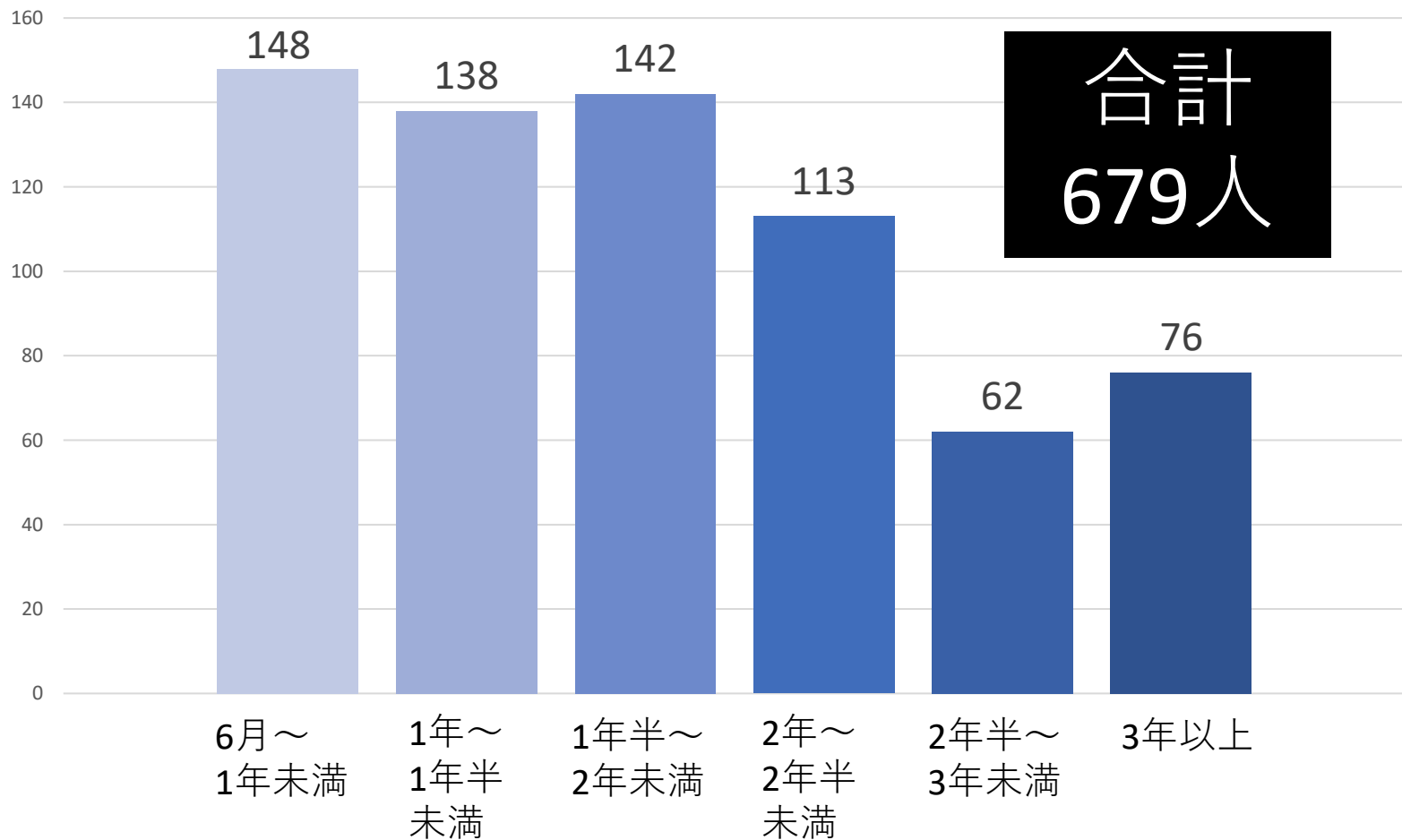
自由権に基づく損害賠償請求事件

テーマ

1. 入管収容の問題
2. 恣意的拘禁作業部会の意見
3. 一審での主張
4. 控訴審の論点及び一審原告の主張
5. 一審被告の主張について
6. 裁判所に望むこと

1. 入管収容の問題

2019年6月末の6か月以上の収容期間別収容者数



(甲 A 7 号証)

2. 恣意的拘禁作業部会の意見

- 2人に対する収容は、最初の3年間の収容も、繰り返された再収容も恣意的なものであった
- 無期限収容や、期間の上限の定めがない収容は自由権規約9条1項に反する
- 効果的な司法審査を受けられないことは9条4項に反する
- 日本に対して入管法の条文を見直すよう求めた
- 2人には賠償を受ける権利が与えられるべき

3. 一審での主張

【自由権規約9条1項】

(第1文) すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。

(第2文) 何人も、**恣意的に逮捕され又は抑留されない**。

(第3文) 何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない。

【自由権規約9条4項】

逮捕又は抑留によって自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、**裁判所において手続をとる権利**を有する。

【自由権規約9条1項】

(第1文) すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。

(第2文) 何人も、**恣意的に逮捕され又は抑留されない**。

(第3文) 何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない。

	第2文【恣意的な拘禁】の解釈	一審判決
原告の主張	①合理性・必要性・比例性のない収容は恣意的な拘禁に当たる ②定期審査のない無期限収容、期間の上限のない収容は恣意的な拘禁に当たる	合理性・必要性・比例性のない収容は恣意的な拘禁に当たる
被告の主張	国内の法律で理由と手続を定めてさえいれば恣意的な拘禁にならない	←第3文と同じなので採り得ない

【恣意的な拘禁】の解釈方法

	原告の主張（高田意見書など）		一審判決
①自由権規約委員会 一般的意見35号	<ul style="list-style-type: none"> 世界から選出された専門家 締約国やNGOと議論をして策定した手続的正当性 規約40条が策定権限を付与 国際司法裁判所「重要な重みを与えなければならない」（ディアロ判決） 	31条「用語の通常の意味」を与えるもの	32条補足的手段 （「一般的な法原則に沿う実質的に正当なものであり、かつ、国連加盟国を中心に承認されている」）
②恣意的拘禁作業部会 審議結果5号	<ul style="list-style-type: none"> 高い専門性 国際的な人権条約解釈者コミュニティの中で「恣意的」の文言が一般的にどのように解釈されているのかを示す 		
③国連総会 移住グローバルコンパクト	国連総会で152か国も賛成、反復性も高い合意	32条補足的手段	（一般的意見35号及び審議結果5号に依拠）

※被告の主張は①～③は“法的拘束力がない”のみ

4. 控訴審の論点

① “原則収容主義”を認めてはならなかった

【自由権規約9条1項】

(第1文) すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。

(第2文) 何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。

(第3文) 何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない。

- ・ 一審判決の「合理性、必要性、比例性のいずれかを満たさない拘禁は禁じられる」という解釈は、収容が例外であることが前提
- ・ 収容を原則としては恣（ほしいまま）の収容を防止できない
- ・ 韓国憲法裁判所決定（甲A63）
「**身体の自由は人間の尊厳と価値を具現するための最も基本的な自由であり、在留資格の有無によって変わるものではない**」
- ・ 台湾司法院大法官解釈（甲A65）
「**人身の自由は基本的人権であり、国籍を問わず何人にも保障されるべきことは、現代法治国家の共通準則**」

②合理性、必要性、比例性の具体的な内容

比例性

- ・ ・ ・ 健康状態だけでなく、**収容期間の長さ**を不利益として考慮する必要



サファリさん、デニズさんの2016～2019年の3年を超える収容は、健康状態の悪化に加えて、その長さ自体から比例性を欠いていたと評価すべき

必要性

- ・ ・ ・ 一審判決は「**より負担の少ない措置では当該目的を達し得ないこと**」も基準に含まれるとしていた（43頁）



サファリさんは仮放免＋定期的な出頭という、より負担の少ない措置で目的を達成できた

デニズさんは妻と弁護士を身元保証人として仮放免を行うという、より負担の少ない措置で目的を達成できた

合理性

- ・ ・ ・ 就労の防止／違法な在留活動の防止という目的は広範すぎて、原則収容主義と変わらない

サファリさんの収容期間



デニズさんの収容期間



③入管法自体が条約違反と評価せざるを得ないこと

(1) 収容の定期的な再評価と、収容期間の上限がなかったこと

➡ 恣意的な収容を防ぐため、制度的な保障として必要

(2) 遅滞なく司法審査を受ける手続が存在しないこと

【自由権規約9条4項】

「拘禁によって自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること」

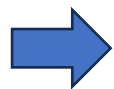
- ・ 仮放免の義務付け訴訟、仮の義務付けはこれに当たらない

5. 一審被告の主張について

外国人の受け入れに関して国家に裁量権があるという国際慣習法を持ち出し、入管収容についても入管法で自由に定められると主張

しかし、

- ・外国人の受け入れを制限できることと、国内に在留する人の身体を拘束することは、全く別の問題で、侵害される権利も異なる
- ・そのような見解は国際法上一切支持されていない
- ・文献や意見書などを一つも出しておらず、根拠を欠く
- ・条約法条約27条「当事国は、条約の不履行を正当化する根拠として自国の国内法を援用することができない」に正面から反する
- ・一般的意見8号、35号は、入管収容に規約9条の適用があると確認



既に否定された「国内の法律で理由と手続を定めてさえいれば恣意的な拘禁にならない」を言い換えたに過ぎない

6. 裁判所に望むこと

(一審判決の到達点)

- 自由権規約9条1項及び4項は国内法である入管法の規定に優先すること
- 法律の規定は、可能なかぎり、その上位規範たる憲法ないし条約の精神に則し、これと調和し得るよう合理的に解釈すべきこと
- 合理性、必要性、比例性を欠く収容は恣意的な拘禁にあたり規約9条1項に反すること

国際人権法に則した
身体の自由の原則の実現へ